

1. 社会資本整備事業を巡る現状とその対応

厳しい財政状況

既存ストックの老朽化

人口減少、少子・高齢化

グローバルな競争の進展

災害リスクの高まり

2. 社会資本整備のあるべき姿

○社会資本整備の方向性

社会資本整備事業を巡る現状等を踏まえ、3つの視点と9つの政策課題ごとに中長期的な社会資本整備の方向性を示す。

資料4

視点1 安全・安心な生活、地域等の維持

視点2 国や地球規模の大きな環境変化、人口構造等の大転換への対応

視点3 新たな成長や価値を創造する国家戦略・地域戦略の実現

9つの政策課題

中長期的な社会資本整備の方向性

○社会資本整備の方向性を実現するための事業・施策(プログラム)

資料4

中長期的な同じ政策目標を共有する分野横断的な事業・施策の集合体を「プログラム」ととらえ、その実現に向けた事業・施策を記載する。

〔 視点1に関連するプログラム 〕

〔 視点2に関連するプログラム 〕

〔 視点3に関連するプログラム 〕

3. 計画期間における重点目標(「選択と集中」の基準)

○「選択と集中」の基準

資料5

国土保全、安全・安心の確保、離島等の条件不利地域の自立・発展・活性化の支援等については、計画期間にかかわらず、不断の効果的な取組を進めていく必要性がある。一方、厳しい財政状況の中で、計画期間内には、政策資源を重点的に投入することが求められており、その「選択と集中」の基準を定める。

- 1 今整備をしないと、大規模又は広域的な災害リスクを低減できないおそれのあるもの
- 2 今整備をしないと、我が国産業・経済の基盤や国際競争力の強化が著しく困難になるおそれのあるもの
- 3 今整備をしないと、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」の実現に大きな支障をもたらすおそれのあるもの
- 4 今適確な維持管理・更新を行わないと、将来極めて危険となるおそれのあるもの

○重点目標と関連する事業・施策の概要

プログラムで示された事業・施策について、「選択と集中」の基準を踏まえ、計画期間における重点目標及びその達成のため実施すべき社会資本整備事業の概要を記載する。(社会資本整備重点計画法第4条第3項第1号、2号)

4. 社会資本整備の進め方の改革

審議会による評価、広域ブロックごとの社会資本整備方針の策定、地域の取組を反映させる方策、必要な方策等を計画で明示について記載。(社会資本整備重点計画法第4条第3項第3号)

資料6